

**Q 新型コロナウイルス感染症が5類に移行後（令和5年5月8日以降）は、感染症対策は不要となりますか？**

東京都が感染防止対策を一律に求めることはありません。個人や事業者様の、状況に応じた自主的なご判断と取組が基本となります。

なお、具体的な感染対策については、以下の基本的な考え方もご参考ください。

- 手洗いや換気などの基本的感染防止対策は、引き続き有効
- マスク着用については個人の主体的判断を尊重し、個人の判断に委ねることを基本。ただし、ハイリスクの方がいる場面などではマスク着用を推奨

**Q 今後も感染症に関する情報を入手するにはどうしたらよいですか？**

以下のウェブサイトをご参照ください。

【東京都福祉保健局「新型コロナ保健医療情報ポータル」】

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona\\_portal/index.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/index.html)

【内閣官房「感染対策インフォメーション」】

<https://corona.go.jp/events/>

なお、東京都では、新興感染症情報をはじめ、地震・台風等の災害情報や防災のヒントをお届けする「事業所防災リーダー制度」を運用しておりますので、ぜひご利用ください。

【東京都防災ホームページ「事業所防災リーダー制度」】

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku\\_portal/1000048/1021045/index.html](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1021045/index.html)

## Q 感染防止徹底宣言ステッカーや徹底点検済証、感染対策に関するポスター等はいつまで掲示しておけばよいですか？

「感染防止徹底宣言ステッカー」や「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクト等については、国において新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、令和5年5月8日（月曜日）をもって終了いたしました。

そのため、**同年5月8日（月曜日）以降、掲示いただく必要はございません。**

## Q これまで設置していたパーティション（アクリル板）はどうすればよいですか？

東京都が感染防止対策を一律に求めることはありません。**個人や事業者様の、状況に応じた自主的なご判断と取組が基本**となります。

パーティションについては、**引き続き感染対策としてご活用いただくほか、資源の有効利用の観点から以下をご参考にお取り扱いください。**

- ① 「できる限り保管」をお願いいたします。
- ② リサイクル等については、日頃、廃プラスチックの処理を委託している事業者等へご相談ください。
- ③ 処理業者が見つからない場合には、下記の間合せ先にご相談ください。

### 【間合せ先】

一般社団法人東京都産業資源循環協会

電話：03-5283-5455（代表）

受付時間：平日10時から16時まで

休業日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月5日まで